

---

■「個人情報が漏れている」！？架空請求にご注意ください

---

「個人情報が漏れている」といった虚偽の電話をし、不安をあおることで金をだまし取ろうとする詐欺が後を絶ちません。今年、県内では過去最高被害額となる特殊詐欺事件が発生しました。自分が被害者にならないように気をつけるだけでなく、周囲に被害に遭っている人がいないか注意することが重要です。

【事例】公的機関をかたる男から電話で「あなたの個人情報が3つの会社の名簿に記載されている。A社とB社は削除できたが、C社が削除できない。削除するためには代理人が必要だ」と言われ、ある団体に代理人を手配するという。その後、C社から電話があり、手続きに必要なという番号を教えてもらい、代理人に番号を伝えた。すると、C社から再度電話があり、「代理人に番号を伝えるのは違法だ。社員が逮捕された。これから自宅に社員を向かわせるので、保釈金を払うように」と言われ、恐ろしくなってすぐに現金で100万円を支払ってしまった。

【アドバイス】複数の人物からの電話で本当の話であるかのように思い込ませる手口です。「逮捕」や「保釈金」といった言葉を使って被害者を萎縮させ冷静な判断ができない状態に追い込みます。口止めをされても、不審なことがあれば必ず誰かに相談するようにしましょう。誰にも相談できず、事件の発覚が遅くなってしまう場合もあります。周囲の見守りが重要であるため、家族や地域で協力して被害を防ぎましょう。

相談は匿名でできます。何かあれば最寄りの市町村、県の消費生活センターの消費生活相談窓口にお問い合わせください。

---

■3月15日以降マスクの転売が禁止されます！

---

令和2年3月10日に「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、3月15日以降のマスクの転売行為が禁止になります。

例えば、ドラッグストアなどの小売店でマスクを購入した人が、そのマスクを

- 1 インターネットで出店し取引した場合
- 2 フリーマーケットや露店等で販売し取引した場合
- 3 多数の人々に勧誘を行って販売し取引した場合

などが対象になります。

違反した場合には、1年以下の懲役か100万円以下の罰金、またはその両方が科されます。

詳しくはこちらをご覧ください。

消費者庁：[https://www.caa.go.jp/about\\_us/minister/eto\\_message\\_003/](https://www.caa.go.jp/about_us/minister/eto_message_003/)

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

---

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

---

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

---

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

---

### 【消費生活に関するご相談は・・・】

#### ☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

#### ☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

---

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）